

平成 30 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 定 例 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 30 年 3 月 2 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 30 年 3 月 2 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 30 年 3 月 2 日 午後 1 時 20 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△ 公 務 欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副 議 長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	簀 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名 議員	7番	岩根和博	8番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	添谷正夫
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	木川士朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成30年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第 1 号)

平成30年 3月 2日 (金) 午前 9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	平成30年度 町長施政方針
5	発委第 1 号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則について
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第 8号 美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9号 美郷町デマンドバス運行に関する条例を廃止する条例の制定について 議案第10号 美郷町営バスの運行に関する条例の制定について 議案第11号 美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第12号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及

	び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	美郷町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
議案第15号	美郷町スクールバス管理運行に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第16号	美郷町スクールバス車庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
	【予算案】
議案第21号	平成30年度美郷町一般会計予算
議案第22号	平成30年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第23号	平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
議案第24号	平成30年度美郷町下水道事業特別会計予算
議案第25号	平成30年度君谷診療所特別会計予算
議案第26号	平成30年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第28号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

【一般事件案】

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（ゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおち）

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（潮温泉大和荘、潮交流研修宿泊施設）

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（希少林産物等展示販売施設）

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（大和農林水産物処理加工場）

議案第33号 美郷町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第34号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、平成30年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番・岩根議員、8番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日2日から15日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から15日までの14日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

議長のお許しをいただきましたので、報告をいたします。三江線代替交通に係る経費についてでございます。三江線代替交通に係る経費につきましては、島根・広島両県を窓口にしてJR西日本と交渉を進めてまいりました。このほど、JR西日本からの支援額について、合意に至ったとして島根県を通じて示されたところであります。支援額は沿線市町に対し、初期費用8億5000万円、運営費用8億円、計画策定に要する経費2000万円、代替交通のための資産活用に係る経費8000万円の総額17億5000万円でございます。本町に関係するものとしましては、初期費用として運行事業者のバス購入費などに2億4964万4000円。代替交通のための資産活用に係る経費として、除草費用などに535万円が盛り込まれています。運営費用につきましては、今後の運行状況を基に、各市町に配分されるものと思われまます。これらの費用につきましては2月に17日に設立をされました三江線代替交通確保・維持協議会を通して配分されることとなります。以上で報告を終わります。

●西嶋議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、平成30年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●西嶋議長

番外、景山町長。

●景山町長

平成30年第1回定例会の開会にあたり、平成30年度予算をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の考え方と主な施策につきまして申し上げます。平素より、議会の皆様をはじめ、町民の皆様の温かいご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。今年は全国的に、降雪、低温が続き、ご不便をされた皆様も多く、被害にあわれた皆様にはお見舞いを申し上げます。また、先日、閉幕をしました平昌オリンピックでは、日本勢が過去最多の13個のメダルを獲得するというすばらしい活躍をされ、大変うれしく思っているところであります。さて、国内の経済動向は緩やかな回復傾向にあって、県内でも企業活動の持ち直しの動きがみられますが、こうした動きの町内へのき好影響は、限定的のように見ているところであります。また、政府は、地方創生を重要テーマとして政策を進めているところですが、地方自治、財政、経済政策の動向について、注視していく必要があります。美郷町においては、地域の実情と課題に応じ、資源を活かし、地域の知恵と力を集め、町一体となってまちづくりに取り組んでいくことで、「皆が笑顔で幸せを実感できるまちづくり」の歩みを進めていくことができると考えております。30年度予算においては、住民の皆様の「笑顔の暮らし」と地方創生に向けて、手を緩めずに総合的・効果的に施策を進めていくため、総合計画、総合戦略の重点テーマ、そして所信表明でお示しをした4つの方針「道路網整備や新産業の充実による雇用環境の充実」「定住対策の促進とUIターン者の充実」「結婚・出産・子育て環境の充実」「安全で安心して暮らせる地域づくり」を踏まえ、予算の編成、配分を行ったところであります。それでは重要施策等について、順次、ご説明をいたします。まず、「利便性の高い快適な暮らしを実感できるまち」づくりについて申し上げます。道路網について申し上げます。国道375号の改良について、湯抱2工区・粕淵工区の用地買収が進められております。残る長藤地内の未着手区間の早期改良について、引き続き、国・県に強く要望してまいります。県道につきましては、川本波多線の竹港区の竹谷川付近の部分供用開始が平成30年度末予定として、事業が進められているところです。また、対岸の市井原から川本町多田間のトンネル工事は、3月に契約がなされ、夏ごろに着手し、来年の11月末予定の完了を目指して事業が進められる見通しであります。引き続き、整備の推進に向け、働きかけてまいります。別府川本線は、待避所設置など、要望しているところであり、引き続き、整備の推進を要望してまいります。町道等につきましては、住民の暮らしや交通の利便性のため、改良や防災長寿命化対策によって整備を進めるとともに、道路の点検、調査を行って、必要な修繕を行ってまいります。30年度は、継続の事業を含め、潮村地内の二タ合線、都賀行地内の都賀行宮内線、乙原築瀬線の法面改良、田水線の待避所等、別府線の側溝整備、生活関連道路として花の谷線、久保線の整備を

計画しているほか、奥山線の改良に着手いたします。また、橋梁について、栗原橋の塗装工事のほか、長寿命化の詳細調査を行います。農道、林道につきましては、継続して、林道信喜線の改良、県営の大邑広域農道の保全対策を進めてまいります。公共交通についてであります。今月末日をもって廃止となる三江線に代わる代替交通について、昨年9月の三江線代替交通確保調整協議会で決定された運行計画等に基づき、4月1日から運行に向け調整を重ねてまいりました。併せて、三江線沿線地域公共交通網形成計画と三江線沿線地域公共交通再編実施計画を策定し三江線に代わる地域の实情に沿った新しい公共交通ネットワークの構築に取り組んできたところです。また、代替交通に対する支援については、先ほどの行政報告で申し上げましたように、合計17億5000万円余りで、JR西日本と島根・広島両県が合意したところであります。30年度は、代替交通のスタートとなる年であります。両県・関係市町、町民の皆様と共に、持続可能な公共交通と利便性の確保と利用率の維持・向上に取り組み廃線後の地域が地盤低下しないような地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。増加している空き家の対策についてであります。自治会の皆様にご協力をいただき、町内全域で実施した空き家調査の情報は、関係課で情報共有を行っており、問題のある空き家と利活用できる空き家の2つの視点からの対策が重要と考えております。問題のある空き家などの除却は、財産権、相続権などで多くの課題等があり、県・市町村合同の会議において、整理、検討を行っており、将来的な国の交付金事業との活用も視野に入れ、空き家等の対策計画の策定を進めてまいります。利活用できる空き家については、空き家バンクへの登録呼びかけの奨励金や空き家の適正管理の助成など、利活用へつなげる対策を充実させ、地域の皆さま等と連携して空き家対策を推進してまいります。上下水道事業についてであります。水道施設の整備では、水道施設の適切な管理、大規模災害時の危険管理体制の強化など、中・長期的視野に立ち、財源確保を考慮しつつ、計画的に施策の更新・耐震化を図るため、整備を行ってまいります。公共下水道につきましては、公共下水道農業集落排水施設の加入促進、合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。また、災害対策の強化のため、日本下水道管路管理業協会、日本下水道事業団との災害復旧支援協力に関する協定を1月に締結したところであります。上下水道事業ともに、収納対策を強化し、料金システムの更新など平成32年度の目標の新会計制度を視野に入れ、住民の暮らしと環境を守るインフラとして、経営の安定化に努めてまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画を踏まえた修繕に努めてまいります。また、30年度は、九日市と都賀本郷地域に若者定住住宅を建設し、移住者やUIターン者の定住につなげてまいります。情報通信については、防災拠点、大型避難施設となる防災公園、小中学校体育館にWiFi環境を整備し、災害発生時に有効な連絡手段となるインターネット、SNSなど利用できるようにいたします。環境衛生につきましては、啓発活動に力を入れ、ごみの減量化を図るとともに、再資源化の取り組みを進めます。また、環境保護の観点から、不法投棄や不適切ごみ処理の防止に取り組み、美しいまちづくりに努めてまいります。そして、美しき美郷の景観を守り、つくっていくため、景観団体として景観計画の策定に取り組みます。モデルとなる重点地域等を選定

し、地域の個性を伸ばすまちづくりにつながるよう取り組んでまいります。温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国、自治体などが計画を策定し、取り組んでいるところです。町においては、この中の事務事業編という、自治体の事務事業に伴い、発生する温室効果ガスの排出削減等の実行計画について、30年度中の策定に取り組んでまいります。大田市と共同で進めている新可燃ゴミ処理施設につきましては、30年度は29年度から行っている生活環境調査が夏頃に終了見込みであります。敷地造成については、平成30年5月に、指名競争入札により業者を決定する予定であります。施設の整備については、30年度中に、施工業者の選定を指名型プロポーザル方式を行う計画であり、邑智郡と大田市で整備を進めてまいります。防災対策については、引き続き、都賀西の治水対策のほか、治山、砂防対策、急傾斜崩壊対策の推進など、安全、安心なまちづくりに取り組んでまいります。また、県が実施をしておりました美郷町の土砂災害特別警戒区域の調査が、全町完了いたしました。今後、土砂災害特別警戒区域の指定により、対象区域には様々な規制がかかることとなりますが、土砂災害から生命を守るため、住民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。災害対策では、その基礎となる自助、共助、公助の意識と力を高めていくことが重要であります。防災行政無線による情報伝達を基本として、災害情報が届きやすく、分かりやすく活用できるようインターネットのヤフーのアプリの活用など情報発信の手段を充実し、地域特性を反映した洪水ハザードマップづくりも進めていきます。また、防災士の配置を重点的に行い、意識啓発、訓練、研修など地域における体制づくりや防災力を高めていく取り組みを進めてまいります。18カ所ある指定避難所について、備蓄食料、資機材の更新、整備を進めるほか、災害時対応の研修・訓練、様々な団体との災害協定を進め、災害等に備えた体制の強化に取り組んでまいります。消防団の力と組織は、防災とも深く関連し、消防・防災力の強化が重要であります。消防車両の更新、防火水槽の設置、装備品の整備等を進めてまいります。また、消防団組織の中核である自動車分団の車庫が老朽化していることから、移転、整備し、自動車分団の活動の強化と消防団の活動等の充実に活用していきたいと考えております。消防団の体制については、消防団においても尽力いただいております。様々な場を通じ、団員の加入促進に努めてまいります。防犯、安全につきましては、町内全地域で活動していただく青色防犯パトロール隊の活動の支援、防犯カメラの計画的な設置のほか、地域安全推進員、関係機関等と連携して、地域や子ども達の安全、安心のため取り組んでまいります。また、交通安全については、昨年は、県内の死亡事故は10人台に低下しておりますが、事故死者数に占める高齢者の割合が高いことから高齢者、子どもの事故防止のため、住民の皆様、関係団体と一緒に、啓発運動を進めてまいります。次に「人と地域の個性を活かした産業を創出するまち」づくりについて申し上げます。地域産業の活性化につきましては、地域資源の活用による商品化、地元での新たな事業構築の取り組みが重要となってきます。これまで人材育成と6次産業化、ヘルスケア産業の側面から主に薬草、食品加工での取り組みを重ねてきたところであり、徐々にすそ野が広がりつつあり、市場ニーズの選択と販路拡大、商品の安定した調達ができるよう事業等の支援を行

ってまいります。薬草栽培については、シャクヤクの苗配布の要望に対し、29年度実績では、悪天候による圃場の準備不足のため、実際の配布数は少なくなっておりますが、要望の株数を配布できるよう準備をし、面積の拡大を図ってまいります。農産物などの加工については、引き続き研修会等を開催するとともに、特産加工施設の整備に対する補助を行い、振興を図ってまいります。バイオマスガス発電事業につきましては、先日の全員協議会で報告申し上げましたように、非常に残念ながら、断念することとなりましたが、林業振興や産業、収入の場づくりは、大変重要なテーマであり、新たな研究、検討を行っていきたいと考えております。美郷町の特産品である山くじらについては、一層のブランド化を推し進めてまいります。食肉処理加工施設について、国際的に認められた安全性の確保のための衛生管理手法であるハサップ施設基準を満たす改修を行います。ハサップの基準を満たすことで、獣肉の精肉加工に対する安全・安心が確保されることで、商品イメージや販売力が高まり、一層のブランド力・発信力の強化につながります。また、全国から訪れる獣害被害対策の視察者にも美郷の新たな取り組みの大きなPRになります。販売力の強化と視察者の増加をねらい、有害鳥獣を活かした資源利用による美郷流の地域ブランドづくりに取り組んでまいります。次に、農業振興であります。先日設立となりました一般社団法人ファームサポート美郷を核とする、担い手不在地域の解消、耕作放棄地の再生、農家への支援等の積極的に展開してまいります。集落営農については、宮内地域における営農組合の設立について、共同利用農機具等の購入の支援を行うほか、既存の組織の機械更新に係る補助を行います。また、美郷町産米の米倉庫の冷温化設備設置への支援を行います。現在は、町内久保の倉庫に冷温化設備がないため、梅雨時期以降の保管ができない状態にあり、町外の施設へ保管を依頼している状況です。倉庫の低温化設備を新設することで、美郷町産米の品質安定化、流通を支援してまいります。また、昨年11月に行われた日経トレンディ主催の米のヒット甲子園で邑智郡産のハーブ米きぬむすめが2017年度の大賞に輝き、今一番食べてほしいお米となりました。既に、供給が不足する状態であり、今後の市場の拡大が見込まれることから、ハーブ米の出荷に対し、30キロ当たり200円の上乗せ助成を行い、生産拡大を図ってまいります。リースハウス事業につきましては、最終年度を迎え、18棟の建設を予定しております。事業費の嵩みによりハウス面積は減少しましたが、実績では計画収穫数量を上回り順調に生産が続けられており、生産額と販売額の増加と、担い手の確保に取り組んでまいります。林業については、保育、間伐材の搬出などの造林事業を実施していくほか、林地台帳の運用により、施業の集約化や所有者の整理に役立ててまいりたいと考えております。また、林業従事者の確保を図るため、従前から支援を行っているみどりの担い手育成事業の交付額を拡大し労働環境の改善を促してまいります。商工業の振興については、事業者、商工会、町等が情報交換、連携しながら取り組んでいくことが重要であります。中小事業者に対する助成事業、地域商工業支援事業を引き続き実施し、事業の継続、経営の強化等を支援してまいります。また、町内消費の拡大、循環のため、30年度もプレミアム商品券を発行いたします。雇用対策では、雇用促進奨励助成金制度を設けて、町民の新規雇用・新卒者の採用に

対する事業所への助成を行っており、引き続き町内の雇用と定住を促進する取り組みを行ってまいります。水産業については、30年度と31年度の2カ年にかけて江川漁協が主体となって行うアユ種苗生産施設の整備に対し、県と市町村から支援を行うこととし、美郷も支援を行います。これは、現在の施設の老朽化が激しく、稚魚の供給が危ぶまれることや、生産労働環境の改善のため整備するもので、施設自体は、現在と同じく江津市に整備し、県内全域に稚魚を供給されるものであります。観光の振興につきましては、町内の歴史、伝統文化、自然、食等の豊富な資源を活用し、観光協会はもとより、地域や近隣市町等と連携をして取り組みます。国の史跡指定登録の告示がありました石見銀山街道は、重要な観光資源として、関係市町とともに、広域観光に生かしてまいりたいと考えております。インバウンド対策としまして、大山隠岐国立公園満喫プロジェクト三瓶エリアの事業推進と浜田港へのクルーズ船寄港による誘客を推進してまいります。また、三江線沿線の観光振興については、ワーキンググループを設置して検討するなど新たな組織立ち上げを目指します。また、観光サポーターによる人同士のつながりによる発信と、SNSやインターネットなどの広がりのある媒体による発信によって、効果的な情報の発信や問い合わせ対応など充実してまいります。特に美郷町ふるさと大使は、観光にとらわれない様々な美郷町の魅力の発信とPRに努めていただき、交流人口の拡大を図ります。また、観光などのメニューでは、豊かな自然を利用した農家民泊や日帰り着地型的美郷ならではの体験メニューづくり、PRのほか、観光協会が実施するみさと・みちくさ日和などの体験プログラムの充実と参加者の育成・拡大に取り組んでまいります。石見神楽は、町の代表的な伝統文化、観光素材として、神楽社中は町内外で勇壮な舞を演じて、全国的にも知られるようになっており、町のPR、交流の拡大につなげていきたいと考えております。大和荘の建替につきましては、場所を現在地として全館建替えとすることとしたところであり、平成32年度のリニューアルオープンを目指し、進めてまいります。美肌効果の高い温泉を前面に打ち出し、地域資源を活用したヘルスツーリズムの拠点となるよう進めてまいります。また、この建て替え期間において、今後の運営に向けた運営手法等に検討を行い、職員の研修等の支援を行っていききたいと考えております。ゴールデンユートピアおおちについては、建設から20年が経過し、計画的に設備改修を進め、町民の健康づくり、健康寿命を延ばすための施設の展開に重点をおき、進めてまいります。3つ目に美郷町を担う心豊かな人づくりについて申し上げます。教育は、個々人の様々な能力を開花させ、豊かな心を育むとともに、多様な人々とのつながりや支え合いの形成に寄与するものであります。少子化や高齢化が進む美郷町にあって、教育行政の重要な課題は、将来の美郷町の担い手の育成であります。子どもたちは地域の宝であり、子どもたちがこの町で暮らすことを選び、地域を支え、力強く生きていこうとする人に育てることが重要な使命と考えております。学校教育と社会教育の連携を通じて、教育魅力化を推進し地域が人を育み、人が地域をつくるという人づくりから地域づくりへの好循環の実現に取り組んでいきたいと考えております。社会を生き抜く力の育成の取り組みについて申し上げます。人は生きていくための基礎的な知識・技能やそれらを活用して課題を解決する

ために必要な思考力、判断力、表現力、その他能力を幼児期から段階的に学んでいきます。人づくりの基盤となる学校教育においては、全ての子どもたちに等しく学ぶ機会を保障し、個々の学びを支援してまいります。平成32年度から小学校英語の教科化が本実施となりますが、本町では30年度から先行的に取り組むこととしております。既に取り組んでおりますICTを活用した教育活動は県内のトップランナーとして注目を浴びており、30年度は小学校2年生を対象にタブレットを整備します。また、邑智中学校に通級指導教室を新たに設置するとともに、学習指導員を増員し、支援の必要な子どもたちの学習環境を更に充実してまいります。次に、未来を担う人材の育成についてでございます。人は人との関わりの中で、成長していきます。人を通して地域を知り、社会の変化や新たな価値に目を向けることで、社会の一員として互いを認め合い、共に支え合って生きていくことを学んでいきます。島根県ではふるさと教育を推し進めております。美郷町を担っていく子どもたちにふるさとの自然、歴史、文化、伝統などを学ぶことでふるさとへの愛着や誇りを育み、新しい時代を切り拓くたくましさをも身につけた人に育てていくことが重要であると考えます。また、町に暮らす大人自身がふるさとの良さを認識し、地域の中で生き生きと活動することが、次の世代を担う子どもたちへの道しるべともなります。学校と地域が一体となってふるさと美郷を学ぶ取り組みを推進してまいります。石見銀山街道のやなしお道と森原古道について、国の史跡登録の告示があったところであり、記念式典と記念イベントを行う予定にしております。島根、広島両県にわたる銀山街道の日本遺産登録申請を今年度も行っており、4月ごろに結果が判明すると聞いております。いずれにしましても、本町が誇る文化遺産として保存活用をしっかりと検討していくとともに、町内外への周知について強化を図ってまいります。人は人との関わりの中で成長していきます。自分自身を大切にするとともに全ての人々の人権が尊重される地域社会でなくてはなりません。近年、障害者差別解消法など差別解消のため3つの法律が制定されたところであり、誰もが等しく学ぶ機会を保障していくための取り組みを行ってまいります。また、学校・地域におけるすべての活動の基底に、人権・同和教育を据え、人権感覚の育成を図ってまいります。次に、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の取り組みであります。まちづくりは、人づくりだと言われています。地域の生活を守り、発展させていく力を持った人々を育てていくという面で、地域振興に果たす社会教育の役割が見直されています。学校や公民館などの学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指します。地域全体で学校や子どもたちを支え育む取り組みとして放課後児童クラブや放課後子ども教室などの子どもたちの居場所づくりに地域人材を活用していくことを検討します。公民館は、地域づくりと人づくりの拠点であります。地域振興としての小さな拠点づくりの方向性を踏まえ、地域住民が集い学び地域の課題解消に向けて生き活きと活動できるよう、社会教育の観点から支援を行います。また、地域として動き始めている吾郷、粕淵地域における取り組みを進めます。町立の図書館、みさと本の森は多くの皆様にご利用いただき、蔵書数は約3万2000冊、貸出し冊数は年間2万冊を超えて、順調に運営をしております。図書館から離れた地域の皆様にもご利用いただけるよう、出張

図書館等の取り組みにも力を入れてまいります。スポーツ振興につきましては、スポーツ推進員や、町体育協会、スポーツ少年団の活動を中心にスポーツ活動を通じた健康維持と仲間づくりの支援を行ってまいります。定住推進と人材育成を目的として設立したふるさと定住奨学金制度により、美郷町を担う優秀な人材の育成を支援してまいります。また、子育て教育の支援として、就学援助制度、放課後児童クラブ、学習支援館の無料開設、給食費の30%補助など引き続き行うほか、老朽化した邑智小のスクールバスの更新を行います。4つ目に、「生涯を通じて健康で安心できるまち」づくりについて申し上げます。一人ひとりがいきいき、みんなが笑顔でつながる健康な町の基本理念に向け、町の第2次健康づくり計画の中間評価を踏まえて、健康寿命を更に伸ばし生活の質の向上を目指し、取り組みを進め、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉が連携して取り組んでまいります。成人保健対策につきましては、平成二十八年度の特定健診受診率は45%と僅かではありますが、低下しております。特に退職後も健診を継続受信できるよう、保険の切り替え時において、情報提供を確実にを行い、受診勧奨を行ってまいります。がん検診については、最も精密検査の受診率が低く、また近年男女ともに死亡率が増加している大腸がんについて、確実に精密検査を受診してもらうよう受診勧奨をより重点的に行ってまいります。生活習慣病予防対策として、男性のための水中運動教室を開催し、運動のみならず、栄養士の献立による食事指導を行います。また、食生活改善支援事業とも連携し、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。妊娠時期からの切れ目ない支援として、経済的負担の軽減、定期的な妊婦健診の受診を促すため、妊婦健診の通院に要する費用の一部助成を引き続き行います。また、新たに産婦の心身における健康管理と新生児への虐待予防を図ることを目的に産婦健康診査に要する費用を助成します。より育児支援が必要な家庭については、在宅助産師と連携し、産後ケア事業に取り組み、より安心して子育てができる環境を整えてまいります。また、自殺対策基本法に基づき、自死対策計画を策定します。住民の一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現を目指して、行動計画を策定します。次に、地域福祉の推進についてであります。平成30年度から美郷町第2次地域福祉計画に基づき、少子高齢化社会を住民誰もが生き生きと生活することができるよう、公的な福祉サービスの充実と住民同士の助け合いや支え合いの基盤づくりを推進し、地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。また、ボランティア活動への参加を促進、支援し、人や地域の絆づくり、生きがい、健康づくりにつなげるハートフルポイント事業について、その輪を広げようと取り組んでまいります。子育て支援についてであります。これまで、保育料の軽減や在宅育児の支援として在宅育児手当を支給し、子どもを産み育てやすい環境づくり、子育て世代の経済的負担の軽減に取り組んできたところです。30年度からは保育料を完全無償化し、支援を一層強化いたします。また、多様化する保護者のニーズに対応し、地域と共に子育て支援をしていくため子育てサポーターの養成に力を入れ、環境づくりをさらに強化してまいります。そして、都賀保育園における保育所の移転について支援をしてまいります。30年度も報酬削減分の財源を活用し、地域、

町全体で子育て世帯を応援する取り組みを行います。子ども達、住民を元気に笑顔にする活動を応援する子育て応援事業のほか、新たに、在宅のゼロ歳児のオムツ費用の助成、ひとり親家庭の学習支援館の通塾助成を行い、更なる子育て支援の充実を図っていきます。次に、高齢者福祉と介護保険についてであります。平成30年度からの高齢者福祉計画と第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉と介護保険事業の円滑な推進を図ります。特に、平成29年度から展開しております介護予防・日常生活支援総合事業については、実践する地域を更にふやしていけるよう努めてまいります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域包括ケアシステムの仕組みづくりは重要であります。町内外の医療機関や介護保険施設と連携をとりながら、今後も、各自治会と連携・協力した取り組みを中心に、地域の実情に応じた仕組みづくりに取り組んでまいります。また、介護認定申請の理由として、最も多い認知症対策につきましては、関係機関と連携した認知症サポーター養成講座、介護予防教室を今後も展開してまいります。さらに、認知症カフェや認知症初期集中支援チームを広くPRし、認知症の早期発見・早期対応など、認知症の方やその家族の支援に努めてまいります。次に障がい者支援についてであります。障害者総合支援法を踏まえ、平成30年度から第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現のため、取り組んでまいります。障がい者の自立した生活支援をするため、関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を行ってまいります。また、新たに支援の必要な子どもの専門機関との連携のための通院・通所に対して、交通費の助成を行ってまいります。子どもの貧困対策につきましては、現在策定中の美郷町子どもの輝く未来応援計画に基づき、支援が必要な子どもや家庭を的確に把握するため、気づき・つなぐネットワークの構築づくりを進めます。また、地域、学校関係機関との協働により、子どもに目線を置いた切れ目のない支援を図ってまいります。生活困窮者対策では、家計の視点からの相談支援により、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者が理解し、自ら家計を管理する意欲を高める家計相談支援事業の取り組みを推進してまいります。国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担っていくこととなります。町では、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課金徴収や保健事業など地域におけるきめ細かい事業を住民の皆様のサービス低下にならないよう引き続き担ってまいります。町の人権施設につきましては、平成24年に策定した美郷町人権施策推進基本方針を踏まえ、人権課題に対する取り組みを行っているところであります。国では、平成25年以降、生活困窮者自立支援法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別の解消の推進に関する法律が制定されています。町では人権問題に関する町民の意識調査も実施したところであり、これらを踏まえ、これからの本町の人権施策推進にかかる基本的な指針となるよう基本方針の第1次改定に取り組めます。5つ目に「連帯の絆で支え合うコミュニティのまち」づくりについて申し上げます。地域づくりにつきましては、町内で住民主体の議論、計画を踏まえて高齢者の見守り、交通手段の支援、交流、地域産品の

活用など、具体的な動きや活動が始まっております。地域の目標、取り組みを定めた連合自治会ごとの地域コミュニティ計画に向けた具体的な取り組みが進むよう、財源や人材などの総合的な支援を行ってまいります。また、地域や町との間で計画づくりや協議を重ねてきた別府地域の拠点箇所について、整備に着手をいたします。地域、関係機関、関係課で連携して、地域主体の地域づくり、地域運営に向けた具体的な計画、体制づくりや活動が進むよう取り組んでまいります。全国的な少子化の進行による人口減少は社会問題化しており、少子化対策の一環でもある結婚対策については、国、県も重要テーマとしています。美郷町におきましても未婚化、晩婚化は例外ではなく、婚活事業でもある出会いの場づくりや、未婚者や関係者が相談しやすい環境を整えていきます。また、縁結びコーディネーターの充実と縁結び報奨金制度により、町全体で結婚応援の気風を作り上げていきます。移住、U I ターンにつきましても、産業・雇用・定住支援センターにおいて、住まいや職業相談、雇用情報の提供などワンストップでの相談対応や、U I ターンフェア等への参加による積極的な情報発信に努めるとともに、田舎暮らしのコーディネーターによる移住後のフォローアップを体制の充実に取り組みます。子育て世代の定住と地域の活性化、コミュニティの維持を目的に、町の重要事業として取り組んでいる若者定住住宅建設は、九日市と都賀本郷に計8区画の用地を造成し、現在、4件の応募者があります。引き続き募集を行うとともに、近年、応募者が減少傾向にありますので、子育て世帯の目に止まりやすいインターネットを活用したWEB広告などの募集方法の工夫と、魅力ある住宅となるよう検討を行ってまいります。町に定住する若者世代の暮らしを支援する定住ポイントを継続します。定住と町内消費の促進に一定の効果があると考えており、5年目の最終年度にあたり、新たな支援制度を検討してまいります。また、子育て世代の住まいの支援では、住宅の新築や改修の補助を行い、若者世代の定住促進を図ってまいります。都市交流につきましても、東京、関西、広島各出身者会の運営を支援し、出身者などの相互の親睦と、故郷と美郷との交流を深めていきたいと思っております。広島市己斐地区との交流は32年目となり、一層の交流を深めてまいります。地域おこし協力隊は、23名の配置希望があります。配置にあたっては、インターンシップや事前下見、配置先のニーズと隊員との相互の信号マッチングに努め、協力隊活動への助言、サポート、意見交換などを行うほか、起業、定住を見据えた支援を行ってまいります。美郷町の定住・子育て・雇用支援の総合的なメニューは、県内でもトップレベルであると言っても過言ではありません。更なるニーズに対応した支援メニューの打ち出しや、ふるさと大使、出身者会などの協力もいただき、定住子育てえライフ5つ星の町の発信を更に強化し、定住の促進を図ってまいります。本町の人口・定住対策は、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援や都市部から地方に移住しやすい環境づくり、雇用対策などに努めており、引き続き、最重要テーマとして、更なる対策の充実を図ってまいります。行政運営につきましても、行財政改革の指針となる第3次計画を決定したところであり、町の将来と住民の皆様の暮らしのため、社会情勢や自治、財政の制度、状況を踏まえて町の施策を推進するとともに、持続可能な自治体運営を目指す取り組みを進めてまいります。公共施設等の管理は、今後の

重要なテーマであり、昨年に総合管理計画を作成したところですが、この内容や見通しを踏まえ、具体的・分野ごとの計画・方針づくりを進めてまいります。そして、総合計画、財政計画も含め、町の施策の大きな動きや行政運営に係る状況等について公表しながら取り組んでまいります。収入確保については、貴重な税収の確保、税の公平負担の観点から、税の適正賦課徴収に努め、徴収率の向上を図ります。また、滞納整理の体制充実を図るため、徴収職員の育成に力を入れます。最後に、平成30年度の予算の編成方針と概要について申し上げます。昨年以上に、地方交付税の減額などによる財源不足を財政調整基金や減債基金、特定目的基金の取り崩しなどで補う極めて厳しい運営であります。冒頭に述べました重点テーマ等を踏まえて、予算編成を行ったところであります。一般会計予算は、総額74億4000万円で、大和荘の建替事業や都賀保育園の移転事業に係る補助金等により、対前年当初に比べ9億7200万円、15%の増額であります。このうち、町の重点テーマなどを踏まえた総合計画の施策展開に係る予算額は、約33億3700万円、総合戦略に係る予算額は23億5000万円です。主な財源措置としては、合併特例債、過疎債等の起債を充当するほか、国県補助等も活用にも努めております。歳入では、町税は、近年の課税・収入状況を精査し、全体で0.8%の増額を見込んでおります。主な内訳として、個人住民税は0.3%の減額、法人住民税は11.8%の減額、固定資産税は2.6%の増額、軽自動車税は5.7%の増額、たばこ税は9.7%の減額であります。交付金は、県試算を踏まえ、利子割交付金で倍増、株式譲渡等所得割交付金で42.9%の増額、地方消費税交付金で5.1%の増額、自動車取得税交付金で25%の増額を見込んでおります。地方交付税は市町村合併による算定替えの縮減の影響がさらに広がったこと、歳出の特別枠として加算されていた地域経済・雇用対策費の廃止等により、普通交付税において2.6%、8000万円の減額を見込んでおります。交付税で補いきれない財源を繰入金で賄い、財政調整基金繰入金は25.8%、4000万円の増、地域福祉振興基金や電算機器管理基金等の特定目的基金繰入金は40.9%3660万円の増となっております。社会保障経費の増や、これに伴う経常的な経費が増加する傾向にあり、今後も基金の取り崩しを行わなければならない厳しい財政運営が続く想定ですが、未収金の徴収など歳入確保の強化、効果的な予算の投入により安定的な財政運営に努めてまいります。各特別会計の予算は、住宅新築資金貸付事業特別会計が155万8000円で、0.1%の減額、簡易水道事業特別会計は、1億7528万7000円で、42.9%の減額、下水道事業特別会計は2億5696万7000円で1.6%の減額、君谷診療所特別会計は、488万7000円で7.4%の減額、国民健康保険特別会計は6億7452万8000円で17.7%の減額、国民健康保険診療所特別会計は8589万7000円で9.0%の増額、後期高齢者医療特別会計は、1億8006万1000円で6.8%の減額であります。各特別会計とも財源確保などの課題があり、安定的な事業運営のため、一層の経営努力をしてまいります。以上、平成30年度予算における基本的な考え方を申し上げます。総合計画で掲げた「美しいまちひと暮らしがつながるみんなの美郷」を目指して、美郷町を次のステージに移していくため、施策の推進、諸課題

の解決に全力を傾注してまいります。議員各位、住民の皆さまの格別のご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、諸議案につきまして、慎重なご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、終わりいたします。

●西嶋議長

町長の施政方針が終わりました。

日程第5、発委第1号、美郷町の議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題いたします。お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員会から発委第1号、美郷町議会会議規則の一部を改正する規則についてが提示されましたので上程いたします。

お諮りします。

発委第1号につきましては、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。それでは質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時45分まで、休憩いたします。

(休憩 午前 10時 31分)

(再開 午前 10時 45分)

●西嶋議長

会議を再開いたします。

日程第6、議案の上程、説明を議題といたします。議案第8号から議案第36号までの29議案を一括上程いたします。初めに、議案第8号から議案第20号までの条例案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

議案8号、美郷町デマンド型乗り合いタクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。次のページをご覧ください。この条例は町民に必要な交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行に関し、必要な事項を定めたものでございます。現在、布施線の1路線の運行を実施しておりますが、この度の改正は本年3月31日をもって廃止となります。三江線の代替交通及び代替交通を補完する路線として、3路線を第3条の別表第1に新たに追加するものでございます。新旧対照表でご説明をさせていただきます。新たに追加する路線は、乙原、築瀬、吾郷、奥山、高畑、高山を対象区域とする乙原線。信喜、滝原、亀村、野井を対象区域とする信喜線。明塚を対象区域とする赤塚線の3路線でございます。それぞれの運行先は粕淵としております。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとします。以上、議案第8号について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして、議案第9号美郷町デマンドバス運行に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。次のページをご覧ください。この条例は平成21年に石見交通、旧赤名線の一部が廃止されたことに伴い、その代替として、石原赤名間でデマンドバスを運行するために設置しておりましたが、特に町内の利用者の見込みがないために廃止するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとします。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして、議案第10号、美郷町営バスの運行に関する条例についてご説明いたします。この条例は、三江線代替交通バスの運行開始に伴い、現在の町営スクールバスの路線であります邑智循環線と粕淵、都賀線の運行を大幅に再編することとなりました。よって、議案第15号で、教育委員会から上程させていただいておりますが、現行の条例を廃止して、新たに必要な事項を本条例で定めるものでございます。次のページをお開きください。まず、条例の名称でございますが、従来の美郷町スクールバスでは、スクール専用バスと混同して分かりづらいものでございました。そのため、この度の条例制定に合わせ、美郷町営バスという名称にいたしております。第1条は、この条例の目的について定めたものでございます。第2条は、町営バスの定義を定めており、町が道路

運送法の規定により行う有償運送事業でございます。第3条は、町営バスの管理について定めたものでございまして、公共交通を所管する町長部局にするものでございます。第4条は、運行路線、第5条では、運行回数についてそれぞれ定めたものでございます。第6条は、利用料金に関する規定で、定額料金と定期券料金についてそれぞれ定めたものでございます。第7条では、利用料金の減免について定めており、特別の理由があると認めた場合減免できるとしております。第8条は、運転業務について委託することができることとし、次のページ、第9条は運行の制限について定めたものでございます。第10条は委任について定めたものでございます。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。次のページに別表といたしまして第6条第2号関係の定期券料金について掲げております。定期券の種別としましては、普通通勤定期、普通通学定期、特別割引通勤定期、特別割引通学定期とし、それぞれ1カ月と3カ月の機関に区分し、割引率と料金を定めております。この別表の備考でございますが、特別割引通勤通学及び特別割引通学の対象者について掲げております。以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第11号、美郷町職員の勤務時間休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この条例は国の制度、人事院規則等を踏まえ、多くの自治体で導入されている時間外勤務代休時間について新設するため、関係条例を改正するものであります。この時間外勤務、代休時間は月に60時間を超える時間外勤務があった場合に、60時間を超える時間外勤務手当の支給割合と60時間までの支給割合との差額分の手当の支給に変え、代休時間を指定できることとするものであり、職員の健康管理への配慮から選択できるようにするものであります。この条例は三条構成でそれぞれ各条例を改正するものであります。第1条で美郷町職員の勤務時間休暇等に関する条例を改正し、時間外勤務代休時間を新設し、第2条で美郷町職員の給与に関する条例を改正し、時間外勤務代休時間を取得する場合の時間外勤務手当の支給割合を定め、第3条で美郷町職員団体のための職員の行為の制限に特例に関する条例を改正し、時間外勤務代休時間の新設に伴う規定を整理いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第8条の2を新設し、時間外勤務代休時間について定めます。第1項では、給与に関する条例、第15条第4項の60時間を超える時間外勤務に対する手当を支給する場合に、任命権者は支給の全部又は一部に変えて、通常の勤務日において勤務しなくてもよい時間を指定できるようにするものであります。第2項は、第1項で指定された時間は特に勤務が必要な場合を除いて、職員は勤務しなくてもよいとするものです。次の第8条の3、新旧対照表2ページの第10条の改正は、先ほどの改正に伴い規定を整理するものです。新旧対照表の3ページの改正後の欄をご覧いただきたいと思っております。美郷町職員の給与に関する条例を改正し、時間外勤

務、代休時間を指定した場合の時間外手当の支給について定めるため時間外勤務手当について規定する第15条に、5項と6項を加えます。第5項は、時間外勤務、代休時間を取得した場合の時間外勤務手当の支給割合を定めます。60時間を超えた時間外勤務手当は、支給割合が高くなりますが、時間外勤務耐久時間を取得した場合は、その高くなる割合部分を支給しないこととし、通常的时间外勤務手当の支給割合とするものであります。続きまして、新旧対照表、4ページの改正後の欄をごらんください。時間外勤務、代休時間の新設に伴い、美郷町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を改正するものであります。職員団体が適法に団体交渉等を行うことができる時間等を定めており、時間外勤務、代休時間の新設に伴い、この代休時間をこの対象とすることとし、規定を整理するものであります。以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

議案第12号、美郷町委員会の委員並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。この度の一部改正の内容は、委員等の報酬を規定している別表から隣保館長を削除するものでございます。理由といたしましては、部落差別解消推進法などの施行を受けて、啓発事業や相談事業の推進を強化するため、隣保館の体制の充実を図る観点から、現在、特別職となっている館長を嘱託職員とし、隣保館の運営及び隣保事業の充実を図っていくものでございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。続きまして、議案第13号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この度の一部改正につきましては、国民健康保険における財政責任主体が、都道府県になることに伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことを受け、町の国保税条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の方ごらんください。1ページ目第2条でございますが、ここでは国保税の賦課徴収に関する課税額についての規定をしております。左側の現行の規定では、国保税の課税額は、基礎課税額に後期高齢者支援金、介護納付金を合算したものと規定しておりますが、右側の改正案では、第2条の第1項に1号から3号までの号を新設し、その第1号に、基礎課税額を、第2項に後期高齢者支援金等の課税額を、第3号に介護納付金課税額をそれぞれ規定をしております。いずれも県へ納める事業費納付金の納付に要する費用に充てるための課税と位置づけでございます。合わせて、第2項から第4項においては第1項からの引用箇所を整理したものでございます。次のページ、3ページをお願いします。第5条の2は、国保被保険者に係る世界別平等割額についての規定がございしますが、新設した第2条第1項第1号に法令番号が記載されたことから、本条中の法令番号は削除をするものでございます。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することを規定しております。なお改正後の規定は平成30年度分

の保険税について適用し、平成29年度分までの保険税については従前の例によることとしております。以上で議案第13号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

議案第14号、美郷町土地事開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案説明を申し上げます。土地開発基金でございますが、この基金は公用もしくは公用の用に供する土地または土地の利用のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため合併前の旧邑智町、旧大和村とともに、平成3年9月に設置したのです。廃止する理由でございますが、社会情勢の変化により、時価の安定がある中、公用地の取得につきましても、基金による先行取得の必要性がなくなってきており、基金の趣旨、目的に照らしても一定の役割を終えたと判断し、廃止するものでございます。施行期日は平成30年3月31日を予定しております。以上、簡単でございますが、提案説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

議案第15号、美郷町スクールバス管理運行に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。先ほど議案第10号の説明が定住推進課長からございましたが、三江線代替交通バス運行による交通再編に伴い、新たに美郷町営バスの運行に関する条例が制定されることとなりました。これに伴い、既存の町営バス管理運行に関して規定した美郷町スクールバスの管理運行に関する条例を廃止するものでございます。この条例は平成30年4月1日から施行します。以上、議案第15号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。続きまして、議案第16号、美郷町スクールバス車庫設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。次のページをお願いいたします。三江線代替交通バスの運行開始に伴い、現在の町営スクールバスの路線であります粕渕都賀線が廃止となります。合わせて、この路線のバスの車庫についても廃止となりますので、美郷町スクールバス車庫設置及び管理に関する条例第2条中、車庫の名称及び位置を示す一覧表からスクールバス車庫3号棟と車庫の収納台数を削除する改正を行うものです。この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、議案第17号、美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。粕渕集会所は、現在、解体作業を行っており、今年度中に工事を終了いたします。この条例は美郷町集会所条例第2条中、集会所の名称及び位置の一覧表から粕渕集会所を削除する改正を行うものです。この条例は

平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

議案第18号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。この度の一部改正の内容は、本年4月から国民健康保険の財政の運営主体が都道府県になることから、それに合わせて、本町条例の規定の整備を行うものでございます。次のページをお願いいたします。改正部分は、目次、それから第1章第一条、第2章第二条、この3カ所でございますが、いずれも美郷町が行う国民健康保険とあるものを美郷町が行う国民健康保険の事務に改正をいたします。また国民健康保険運営協議会とあるものを美郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。これは、島根県も国保の運営主体となり、運営協議会も設置されたことから、市町村の国保事務と区別をするためのものでございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。続きまして議案第19号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この度の一部改正でございますが平成30年4月1日からの持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する後期高齢者医療事務の取り扱いが変更になることによる改正でございます。新旧対照表の方をごらんください。第3条の関係でございますが、ここでは保険料を徴収すべき被保険者の住所地特例について規定をしております。第2項から4項までには高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2、第2項において準用する場合を含むとした住所地特例を加えております。また第5号は、老人医療の廃止に伴う全文改正となっております。具体的に申しますと、この度の改正により、これまで国保の被保険者が他県へ住所を移して、病院等へ入院した後に、そこで後期高齢者医療の被保険者となった場合、住所地特例の適用がなく、その病院等の所在する県の被保険者となっていたものが、このたびから国保制度と同様に住所地特例が適用され、従前の市町村である本町の被保険者になるということでございます。次ページをお願いします。附則の第3条でございますが、これは平成20年度に被扶養者であったものの保険料の徴収特例を規定したものでございますが、この度、不用となったため削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

議案第20号、美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員の損害補償に係る補償額等に関し、所要の改正を行うものでございます。この政令の改正は、平成28年の一般職の職員の給与に関する法律の改正施行を踏まえて行われたもので、法律改正での扶養手当の額を改定を踏まえて、政令での損害補償の基礎額の加算額、加算の対象について改正されております。新旧対照表の1ページ、改正後の欄をごらんください。第2条中の改正は、法等の改正に伴う条項ずれを規定の整理を行うこととしております。新旧対照表、2ページの改正後の欄をご覧ください。政令改正を踏まえ、第5条第3項の改正をしております。1つには配偶者は333円であった加算額を22歳までの孫、60歳以上の父母、祖父母、22歳までの兄弟、重度心身障害者の扶養親族がいる場合の加算額と同じく217円とします。22歳までの子については配偶者の有無に関わらず267円の333円といたします。改正条例の下のところ、附則の箇所をごらんください。この条例の施行日は、平成30年4月1日とし、この制度改正に伴う経過措置を附則第2項で定めております。この経過措置は施行日前に生じた事由により、補償はこの改正前の条例の規定によることと定めているものであります。以上で議案第20号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

次に、議案第21号から議案第28号までの予算案8件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

それでは、上程になりました議案第21号、平成30年度美郷町一般会計予算についてご説明をいたします。平成30年度の予算編成あたり財政状況につきましては、歳入での自主財源となる町税は緩やかな景気回復とす中でも、ほぼ横ばい状態としての考えの算定となっております。地方財政の要となる普通交付税は、町村合併に伴い10年間合併算定替として交付された特例の措置が合併11年目となった平成27年度に、25年間で段階的に減額をされており、4年目となる平成30年はさらなる減額となり、加えて歳出特別枠とされていた地域経済、雇用対策費の廃止から特別交付税を合わせて8000万円の減額査定で予算枠を形成しております。年を追うごとに経常経費が占める割合が大きくなる状況下では、持続可能な財政運営のため、効果的な施策を傾注して取り組むこととしております。それでは、2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算でございます。これは総括表でございます。詳細につきましては事項別明細書でご説明をさし上げたいと思います。7ページの方をお願いします。本予算でご審議いただく中で、複数年にわたる債務負担行為について算出確定をした美郷町ゴールドエンユートピアおおち並びにカヌーの里おおち、美郷町希少林産物等展示販売施設管理委託について、確定したものをこちらの方に掲げております。8

ページをお願いします。第3表、地方債でございます。それぞれの起債制限額起債の方法、利率償還の方法を設定するものでございます。合計で17億6140万円を限度額としております。詳細につきましては、歳入の項目でご説明を申し上げたいと思います。詳細としましては、財政をおきます立場から町税、地方税、町債のうち新たなもの、重要なものについてご説明をさせていただき、それ以外は、それぞれの予算委員会での審議の説明に変えさせていただきたいと考えております。11ページをお願いします。歳入でございます。新たなもの、重要なもののみ説明をさせていただきます。中段、款1町税、2固定資産税、目1固定資産税です。固定資産税は、控え目な、近年の算定としておりましたが、算定の精度をかけたことから681万2000円を増額した2億を6771万2000円で算定しております。14ページをお願いします。一番下の段にあります款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税です。地方交付税について、町村合併による算定外の縮減影響がさらに広がったことと、先ほど述べました内容につきまして、昨年度と比較しまして2.6%、8000万円の減額を見込んでおります。特別交付税につきましては、特別な財政事情の勘案は、昨年度と比較して要因が変わらないことから同額の3億円の見込みです。15ページ下段の方をお願いします。款11分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金です。こちらの方は、法人立保育所利用料の現年度分は、保育料の完全無料化により、計上額はゼロとして滞納繰越分のみ計上を1000円として算定しております。27ページの方まで移ってお開き下さい。款17繰入金、項2基金繰入金です。まず目1財政調整基金繰入金、こちらにつきましては地方交付税の算定目減りの内4000万円を増額して1億9500万円を充当計上しております。目2減債基金繰入金です。こちらは平成26年度においてみさと館の建設並びに過疎ソフトを対応して事業を実施した時期となり、その償還が始まりましたためにですね、昨年度より400万円増額して3600万円を計上いたしました。続いて、28ページです。同様に基金繰入金ですが、目6地域福祉振興基金繰入金です。こちらは計上した3200万円は、都賀保育園建替補助金の一般財源相当分を充当するために繰入するものです。目6電算機器管理基金繰入金です。こちらは内部情報システムの機器交換として3600万円を事業に充てるものです。目15若者子育て応援基金繰入金です。こちらは昨年度より、三役の給与の一部をもって基金としました。500万円を繰り入れして、事業実施するものに充てることとしております。30ページをお開きください。下段にあります款19諸収入、項7雑入、5雑入でございます。目5雑入でございます。節2総務費雑入のうち説明欄にあるように最下段、一番下にあります三江線代替交通運行維持負担金とあります。平成30年度から新たに組み込むものでございまして、5784万83000円を計上しております。32ページをご覧ください。そちらは下段の方の款20町債、項1町債です。目1総務費にあります節8地域拠点施設整備事業債、6770万は過疎対策費を持って、別府に建設予定しております小さな拠点事務所の整備に充てるものです。その下、節9大和荘整備事業債です。潮温泉大和荘建替えにおけるもので、過疎債で1億5400万、合併特例債5億9740万円をあて、これで合併に伴う特例債は限度額33億4200万円

はすべて充当するということとなります。続きまして、目2民生費、節1地方改善事業債1780万は都賀本郷の若者定住住宅の進入路となる町道西円寺支線の道路整備に過疎債として充てることとしております。33ページをお願いします。同じく町債で、目3衛生費塵芥処理対策事業債こちらの2280万は邑智郡総合事務組合と大田市で取り組んでおります時期可燃ゴミ処理施設整備事業負担金2889万7000円のうち過疎債で充当可能な部分を補うものです。続きまして、目4農林債、節4山林振興農林漁業特別対策事業債こちらは、内訳として1億820万をあげておりますが、内訳としましては、リースハウス等整備事業に9130万、吾郷の山くじら肉の加工施設をハザップの認可に準拠する改修設備に1200万。江川漁協協同組合、アユ種苗施設新設に係る負担金490万がこちらの内訳です。34ページ、同じく、目6消防債です。こちらは緊急防災減災事業債として8460万を計上しております。内訳は、美郷町消防団自動車分団車庫建設と現施設の解体に4430万、小型ポンプ積載車を2台で1400万、都賀行の日平地区に防火水槽を1基新設するというので690万。また、避難所施設整備として、沢谷交流センターのトイレの改修に1500万円、国民保護のためのJアラートの改修に440万。こちらの方の内訳となっております。続きまして、目7共済費、節1小学校整備事業債こちらの2500万につきましては、邑智学校におけるトイレの改修、エアコンの更新などで事業費に対して3分の1の国費、残りの相当額に過疎債2500万を算定計上しております。続きまして、その下、節2中学校整備事業債2030万円ですが、邑智、大和この2つの両小学校のエアコン空調設備の更新に小学校と同様に、事業費に対しての3分の1の国費、残りの相当額に過疎債2030万円を算定して充てております。節3スクールバス整備事業債、30年度において邑智小学校用の通学用スクールバス、大型2台を更新するため、国費補助を除いた本町負担分を過疎債にて2570万を充当しております。節7過疎対策ソフト事業債、こちらは放課後子どもプラン推進事業における国負担金を除いた700万を初め、学習支援館推進事業、にここサポート事業など単独、特に平成30年度からは、教育魅力化事業の取り組みを本格的に進めるものに島根県の補助金の財源裏として1100万円を充てており、総じて5610万円を過疎ソフト事業債として充てるものです。目8、災害復旧債です。節1、節2ともこちらにつきましては、平成30年度として補助金絡みやそれぞれ270万と930万を現年補助災害復旧債として計上しております。本年度から町単独での災害事業債として490万円を新たに計上しております。目10臨時財政対策債です。これは国の地方財政計画に伴い、地方交付税の減少分の補てんとして発行される起債でして、こちらが1億3810万円です。35ページをお願いします。目11商工債です。過疎対策ソフト事業債を持ってプレミアム商品券分1290万円と合宿などで町内の公共施設を利用する補助として200万円、合わせて1490万円をこちらの事業債で充てております。目12労働債です。こちらにも過疎対策ソフト事業債を持って、町内の事業所に正規雇用従業員の雇用助成として、昨年と同様に350万円を充てるものです。以上、町債合計は17億6140万円となります。対前年比においては、ほぼ2倍の119.7%8億7970万の増額となっております。歳

入については以上です。続いて歳出です。歳出についても、新規もしくは主な事業費の大きなものに限って説明をさせていただきます。40ページをお願いします。40ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費です。こちらの003施設管理費、説明欄にありますが、こちらについて、中にあります事務事業委託料120万。そしてその2つ下にあります工事請負費、こちらはですね、まほろば福祉センター大和事務所の空調の老朽化に伴う更新経費として計上しております。続きまして、その下、6企画費、目6企画費です。こちらの001企画費、最下段にあります測量設計委託の2500万。そして、次のページ41ページをめくっていただきますと、施設と工事請負費ですね、こちらの7億2851万6000円を合わせた7億6516万9000円。こちらが潮温泉大和荘の老朽化及び耐震化のために建替えをする実施設計、設計監理等委託費、解体そして建築工事に充てるものでございます。続いて41ページの方をお願いします。こちらで最下段にあります003公共交通対策費につきまして1億112万8000円を計上しております。これは、三江線廃止に伴う代替バス路線の運行維持補助金の交付、町営バスの運行、地域公共交通再編の作成、有償運送実証運行の事業補助金等々に使う費用としてこちらの方に計上しております。46ページをお願いします。46ページは、款2総務費、項1総務管理費でございます。こちら46ページところにあります、説明欄にあります測量設計委託費650万。工事請負費5614万8000円。土地購入費500万円。庁舎器具費500万円。こちらにつきましては、別府の地域の活動拠点としての小さな拠点を新たに整備するためにこちらの方で計上しました。60ページをお願いします。60ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、こちらで、説明欄にあります中の下から3番目に補助金とあります。こちらの内ですね、1億298万3000円。こちらを社会福祉法人美郷町都賀保育園が計画している保育所の移転建替に係る事業費の助成として補助金を合わせてこちらの方で計上しております。68ページをお願いします。款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費、19負担補助金及び交付金でございました。説明欄001塵芥処理費、こちらの一部事務組合負担金、こちらは今回新しいごみ可燃処理施設の事業が始まるということで、こちらは、1億4065万2000円の内訳の中で3982万2000円がそちらに係る負担金として入っております。71ページの方をお願いします。款6農林水産事業費、項1農業費目3農業振興費、説明欄にあります001農業振興費のうち、下から2番目にあります補助金1786万円がありますが、このうちですね、774万円がですね、美郷町産の米の向上を図るために先ほど説明がありましたが、町長の施政方針にありましたが、JAが所有する構築の米倉庫に、冷温化設備を新設するための事業の補助金、助成金でございます。73ページをお願いします。款6農林水産事業費、項1農業費のところでございます。説明欄020、がんばる地域応援総合事業。こちらの2369万9000円。このうちですね、邑智郡を初め、県全体の獣肉の利活用を推進し、収益金の拠点としての、また国の衛生ガイドラインのハサップ等の認証施設とするための邑智山くじらの施設の改修の費用を、こちらの方に計上を1781万8000円。このうち計上しております。続いて74ページをお願いします。同様に款6

農林水産事業費、項1 農業費のうち0 2 8 農山漁村振興交付金事業とあります。こちらの2 億2 8 7 7 万3 0 0 0 円。これは、今回、リースハウス、新たにまたリースハウスを整備ということで、栢谷に1 1 棟、村之郷と比敷に3 棟。また、倉庫として比之宮に1 棟。あと動力噴霧器2 台をですね、こちらの方の中の経費として充てることにしております。7 8 ページをお願いします。款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費です。こちらの0 0 1 説明欄にあります0 0 1 商工業振興費の中の補助金1 7 0 0 万、こちら内訳としましてはプレミアム商品券について1 3 0 0 万。また町内ですね、商工会の事業所の助成金として4 0 0 万円、合わせて1 7 0 0 万円をこちらの方で計上しております。8 1 ページをお願いします。款8 土木費、項2 道路橋梁費、目3 道路新設改良費でございます。0 0 1 道路を新設改良費。この内訳としましては、道路改良事業としましては、町道8 路線2 億1 0 0 0 万円。道路改良事業として地域改善枠部分で、西円寺支線、都賀本郷の若者住宅の整備に係る進入路の整備として3 5 6 0 万9 0 0 0 円。単独で奥山線、花の谷線、久保線この3 路線に対して4 5 0 0 万をこちらの方で、合わせて計上しております。続きまして8 3 ページの方をお願いします。款8 土木費、項6 住宅費目2 住宅建設費。説明欄にあります0 0 2 若者定住住宅建設費、こちらは、本郷地区の3 区画それから九日市地区の5 区画のうち本郷については、2 戸、九日市については3 戸、合わせて5 戸の設計管理費等及び建築費に9 8 2 1 万6 0 0 0 円を計上しております。8 4 ページをお願いします。款9 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費です。説明欄0 0 1 非常備消防費のうち、こちらの中で、下から言いますと5 番目ぐらいのところ、測量設計委託費の3 5 0 万。そして工事請負費4 8 5 0 万。土地購入費2 0 0 万。庁舎器具費、次ページにあります4 8 6 万、こちらを合わせて4 7 5 0 万につきましては老朽化に伴う自動車分団のポンプ積載車庫の移設、新設及び解体事業に充てるものでございます。続いて、8 6 ページをお願いします。8 6 ページ、款1 0 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費、説明欄にあります0 0 2 スクールバス管理費。下から3 番目、機械器具費、こちらの3 3 2 6 万4 0 0 0 円をですね、スクールバスの老朽化に伴います大型マイクロバス2 台の更新に計上させていただいております。8 9 ページをお願いします。款1 0 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費のうち小学校管理費でございます。こちらで、8 9 ページのところの説明欄にあります真ん中ほどにあります、測量設計等委託費3 7 5 万円。工事請負費3 3 7 5 万円ですね。こちらを合わせた額はですね、邑智小学校のトイレの洋式化、空調設備の老朽化に伴う更新等に充てるための計上をしております。9 0 ページの方をお願いします。款1 0 教育費、項3 中学校費目1 学校管理費でございます。こちらは0 0 1 学校管理費の説明欄にあります測量・設計等委託と、次ページ9 1 ページにありますが、工事請負費こちらの2 7 6 5 万を合わせた額が2 9 8 1 万6 0 0 0 円は、邑智並びに大和小学校の空調の設備の老朽化に伴う更新として計上させていただいております。歳出の方は以上です。続いて、職員等の人件費の根拠となる人員や給与の増減、昇給手当については、1 0 0 ページから1 0 2 ページの資料を読み取っていただければと思います。1 0 3 ページには地方債の状況として、3 0 年度の見込みのものを含む2 8 年度の現在高の方を掲

げております。最後に、債務負担行為104ページのところをごらんください。債務負担行為で翌年度に係るものについての調書です。それぞれの事業に対して29年度末までの支出見込額および30年度以降の支出予定額です。高畑ハイツの若者定住住宅の公社家賃負担と大規模林道の受益者負担金が2事案、また、社会福祉法人建設に係るそれぞれの元利や利子補給の事業の事案です。議案第21号につきましては、以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

議案第22号、平成30年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ158万8000円でございます。詳細につきましては予算決算委員会の方で、説明をさせていただきたいと思っておりますので、本日のところは歳入歳出の予算事項別明細書の方で説明をさせていただければと思っております。4ページをお願いします。歳入でございます。款2の県出金は31万5000円で、昨年度と同額でございます。これは事務費に対する県からの補助金を計上してございます。款3の繰入金は、1万円で、昨年度と同額でこちらは頭出しの予算としております。款4諸収入123万3000円、1000円の減額でございます。こちらは償還金の現年度分及び滞納繰越分を見込んで計上してございます。5ページをお願いします。歳出でございます。款1土木費42万円、前年度と同額でございます。内容としましては、事務費の方を計上してございます。款2公債費113万8000円、昨年度と比較して1000円の減額でございます。こちらは借入先、かんぽ生命保険でございますけれども、こちらへ納める償還金の元金及び利子分を計上してございます。歳入歳出ともに、30年度予算額155万8000円で1000円の減額予算を計上させていただきました。以上、議案第22号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第23号、平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出それぞれ1億7528万7000円となっております。歳入歳出予算事項別明細書で説明の方をさせていただきたいと思っております。5ページをお願いします。歳入でございます。款1水道事業収益、今年度予算9080万2000円。前年度より11万8000円の減でございます。水道使用料の今年度見込額を計上しております。款3国庫支出金、本年度予算額100万円。酒谷石原簡易水道統合事業が完了しまして5824万円の減でございます。予算計上しております金額は、今後、施設の更新等を計画的に進めるため、水道施設台帳整備を行うことと金を計上しております。款5繰入金予算額7128万。1129万3000円の増額でございます。水道施設台帳整備分の増額で

ざいます。款6繰越金、予算額5000円昨年と同額を計上させていただいております。款7町債、予算額1220万円でございます。酒谷石原簡易水道が完了しまして、8460万円の減でございます。予算計上は合併時より使用していましたが料金システム、こちらのメンテナンス期間が終了したこと、それから、新会計制度を視野に入れまして、新たに上下水道料金システムの整備をしたいということで、下水道事業と案分して計上しております。戻っていただいて、4ページをお願いいたします。第2表、地方債でございます。起債の目的は簡易水道事業債、限度額1220万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。6ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、上水道費、予算額は8201万7000円でございます。これも同じく酒谷石原の統合事業完了に伴いまして1億2980万8000円の減でございます。款2公債費、予算額9297万円。185万7000円の減でございます。簡易水道施設整備費地方債償還金でございます。款3予備費、本年度予算額30万円。昨年と同額を計上しております。以上が議案第23号の説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第24号、平成30年度美郷町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出それぞれ2億5696万7000円となっております。歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。款1下水道事業費収益、予算額5120万6000円。前年度より99万円の増でございます。これは、公共下水農業集落排水小規模集合排水、個別排水の今年度料金収入見込み額を計上しております。款2国庫支出金、予算額396万7000円。こちらにつきましては、公共下水道のストックマネジメント計画策定業務が完了いたしまして、1050万円の減額となっております。計上しております金額は合併浄化槽についての補助金分となっております。款4繰入金、予算額1億7557万4000円。202万2000円の減額でございます。こちらは、各公共下水、農業集落等の運転公債費分と建設改良分となっております。款5繰越金、予算額2万円。昨年と同額を計上しております。款6町債、予算額2620万円。730万円の増でございます。先ほどご説明いたしました上下水道料金システム整備に伴う金額を簡易水道事業と案分して計上してございまして、また平成16年共用を開始以来使用していましたが都賀本郷の農業集落排水監視システムが、今年1月に故障により、完全に使用不可能ということになりましたので、新たにシステム整備を計上しております。戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。上下水道料金システム整備の簡易水道事業と案分した額、これが780万円。都賀本郷の農業集落監視システム整備これが1000万円。特定地域生活排水建設事業、合併層のことでございますが840万円を計上しております。限度額合計が2620万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。6ページをお願いいたします。歳出でございます。款1下水道費、予算額1億1493万5000円。こちら公共下水道のストックマネジメント計画策定業務が終わりましたので、210万4000円の減でございます。款2公債費、予算額1億4183万2000円。212万8000円の減でございます。償還金

利子の減額が主なものでございます。款3予備費、予算額20万円。昨年と同額を計上しております。以上が議案第24号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

議案第25号、平成30年度君谷診療所特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ488万7000円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきますので、4ページをお願いいたします。歳入でございます。款1の診療収入で194万円。前年より12万7000円の減額でございます。こちらは受診日数が減少する見込みであることから、減額で計上をさせていただいております。款2使用料および手数料1万6000円。こちらは前年度と同額を計上してございます。内容としましては、介護保険主治医意見書の作成手数料等見込んでおります。款3繰入金107万1000円。8万8000円の減額でございます。診療収入の減少を見込み、合わせて歳出も抑えられるものとみて微減で計上しております。款4県支出金186万円。17万8000円の減額でございます。こちらは補助率が3分の2の運営費補助となっておりますけども、補助対象経費の減少が見込まれることから減額で計上してございます。5ページをお願いします。歳出でございます。款1総務費366万4000円。28万4000円の減額でございます。これは診療日数が月1日分減となることから加藤病院への委託料を減額したものでございます。款2医業費120万3000円。医薬品の購入費でございますが、受診日数の減により減額で見込んでおります。款3予備費は昨年度と同額でございます。歳入歳出ともに、30年度予算額488万7000円で、前年より39万3000円の減額予算を計上させていただきました。以上議案第25号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号、平成30年度美郷町国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。歳入歳出の総額はそれぞれ6億7452万8000円でございます。歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきますので、4ページの方をごらんください。歳入でございます。款1国民健康保険税でございますが、8282万8000円で、1182万3000円の減額を見込んでございます。この保険税につきましては、県が示した保険税収納必要額から前年度の収納率、加入者数などを加味して算定をしております。款4、使用料及び手数料は3万円で、前年と同額で督促手数料等となっております。款8県支出金は5億2430万4000円で、4億8933万3000円の増額でございます。こちらは国保の財政運営が島根県になることから、保険給付に必要な費用が全額県から市町村へ交付されることとなります。このため、この科目が大幅に増額となっております。款13繰入金でございますが、6706万2000円で1314万9000円の減でございます。保険基盤安定制度などの制度上の繰り入れを県、国保連合会等の推計をもとにした計上として

おります。また、基準超過費用繰入分もこの中に含めてございます。款14繰越金、こちらは1000円の頭出し予算でございます。款15諸収入30万3000円。2000円の減でございますが、こちらは、第三者行為納付金を見込みとして計上しております。その下国庫支出金から財産収入までの5つの款につきましては、国保制度改革により島根県が運営する部分に当たるため、廃止としております。5ページをお願いします。4款1総務費、1450万3000円で1338万1000円の減でございます。これは、前年度予算が広域化準備に伴うシステム改修経費が膨らんでいたこと並びに現在職員1名が育児休業になっておりますので、それらが主な減額内容となっております。款2保険給付費4億9773万2000円で2571万4000円の減でございます。こちらは国保連合会の推計を参考にして算定をしております。款8保健事業費932万6000円。21万9000円の減となっております。予算額の方は減額でございますが、医療費抑制のためにも事業の質を損なわないことを大前提にして保険事業を展開する考えでおります。款9基金積立金1万円で、昨年と同額の科目の頭出し予算でございます。款11諸支出金35万2000円、昨年と同額でございます。こちらは、保険税等の返還があった場合の対応予算でございます。款12保健事業納付金として1億4330万4000円。新設科目でございます。県へ納付する事業費納付金を計上しております。款13予備費930万1000円。195万4000円の増でございます。この予備費につきましては、保険給付費の2%の弱程度を見込んでございます。歳入歳出ともに、30年度の予算額6億7452万8000円で、繰り返しになりますが、国保の財政上の運営主体が島根県となることにより、前年より1億4474万5000円を減額とする予算を計上させていただきました。以上議案第26号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして議案第27号、平成30年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算につきまして説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8589万7000円でございます。この会計は沢谷診療所、大和診療所及び比之宮出張所の3つの診療所の経費を計上するものでございます。事項別明細書で説明させていただきますので、4ページお願いいたします。歳入でございます。款1診療収入4709万8000円で285万1000円の減でございます。受診者数が減少傾向にあることから、診療収入の減少を見込んでの予算計上としております。款2繰入金3530万3000円で、687万2000円の増でございます。増額の主な要因といたしましては、大和診療所でX線透視装置の更新を予定していること並びに人件費、賃金の増額が主なものとなっております。款3使用料及び手数料で30万円。5万円の減額でございます。診断書、意見書等の手数料が主なものでございますが、件数が減少傾向にあることから、減額予算としております。款4諸収入で1万円。こちらは29年度、現時点で実績がございませんでしたので、科目の頭出し予算とさせていただきました。款6国庫支出金で318万6000円。これは大和診療所のX線透視装置の更新計画ということで、国県の補助で補助率2分の1のものを計上しております。5ページをお願いします。歳出でございます。総務費で7939万7000円。793万円の増でございます。

増額要因の主なものとしましては、重ねてになりますけども、大和診療所でのX線透視装置の更新、それから人件費、賃金等の増額でございます。款2医業費で598万円。86万3000円減でございます。受診者数が減少傾向にあることから、医療用の消耗品、医薬製品等の支出について減額としております。款4予備費、52万円は前年と同額を見込んでおります。歳入歳出ともに、30年度予算額8589万7000円で、706万7000円の増額予算を計上させていただきました。以上議案第27号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第28号、平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億8006万1000円でございます。事項別明細書の方で説明させていただきますので、4ページをお願いいたします。歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料で4205万2000円。350万7000円の減額でございます。これは被保険者数の減少も要因の1つではございますが、県広域において剰余金を活用することにより、保険料率設定が下げられたことが主な要因となっております。款2使用料および手数料で7000円、2000円の増でございます。保険料の滞納が増えてきておまして、督促手数料の増を見込んでおります。款3繰入金で1億3697万8000円。1018万9000円の減でございます。後期高齢者広域連合への納付金の減額が主な理由でございます。款7諸収入で61万6000円。16万8000円の増でございます。保険料還付金並びに諸健診費用の県からの補てん分を計上しておまして、この補てん分の増額を見込んでございます。5ページをお願いします。歳出でございます。款1総務費で497万円。125万5000円の減額でございます。職員の異動によります人件費の減額が主なものでございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金で1億7397万5000円1203万2000円の減額でございます。広域連合の算定によるものでございますけども、主には剰余金の活用などにより減額となっております。款3諸支出金で10万1000円。前年と同額でございます。こちらは、過年度分の保険料還付金を見込んでの計上でございます。款4健康診査等事業費で51万5000円。16万9000円の増額でございます。検診委託料が主なものでございますが、受診者数の増を見込んでの増額でございます。款5予備費は昨年度と同額を計上しております。歳入歳出ともに、30年度予算額1億8006万1000円で1311万8000円の減額予算を計上させていただきました。以上議案第28号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

議案第28号までの説明が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

(休 憩 午 後 12時 3分)

(再 開 午 後 1時 00分)

●西嶋議長

会議を再開いたします。

議案第29号から引き続き説明をお願いします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いただきました議案第29号についてご説明します。公の施設の指定管理者の指定については、まずゴールデンユートピアおおちについて、企画財政課から概要、選定方法指定管理者候補者など説明を申し上げ、カヌーの里おおちは教育委員会で説明がなされます。まず施設の概要でございます。施設につきましては美郷町ゴールデンユートピアおおち、所在地、粕淵57番地1としております。建物の構造としましては、鉄骨1部2階建、敷地面積3万260平米延べ床面積5384平米です。この施設は平成6年11月から開始をしております。健康、交流、生きがいをテーマに建設し、町内外の人々が健やかに生きがいを持って学び触れ合うことを通じてさわやかで活力に満ちた地域づくりを推進するために設置されたものです。現在の管理方法は、指定管理者制度を活用しております。指定管理者としましては、一般財団法人美郷町開発公社が受けております。選定方法につきましては、現行指定管理者を指名選定した上で、平成30年2月19日開催しました指定管理者候補者選定委員会において、応募要件を含め審査が行われました。選定理由につきましては、施設管理、運営において、経験豊富な有資格者インストラクター職員の経験を生かし、町民を初めとする利用者の健康増進を主眼に交流人口の増加、地域振興、地域における貴重な雇用創出確保の場所が維持できるためということです。指定管理者の候補者としましては、先ほど言いました一般財団法人美郷町開発公社、設立は昭和45年9月21日でございます。基本財産を100万円です。事業員16名、指定期間につきましては平成30年4月1日から平成33年3月31日としております。指定管理料につきましては4000万円。所管課は企画財政課です。以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

それでは、カヌーの里おおちについてご説明いたします。施設の名称は美郷町カヌーの里おおち。所在地は美郷町亀村54番地1でございます。敷地面積は2万6700平方メートル、延べ床面積が2399平方メートル。平成3年の5月に開設をされております。設置の目的としましては、カヌーを中心とした野外スポーツの普及振興と、江の川流域文化の高揚及び海洋性スポーツ・レクリエーションを通じて町民の健康増進と青少年の健全育成を図ることとしております。管理方法、指定管理者選定方法、選定理由、指定管理者の候補者名につきましては、先ほどのゴールデンユートピアおおちと同じでございますので割愛させていただきます。指定管理料は1583万円を予定しております。所管課は教育委員会で

ございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程をいただきました議案第30号、公の施設の指定管理者については先に潮温泉大和荘の概要、選定方法、指定管理者の候補などについて説明をさしあげます。施設の概要として、名称は美郷町潮温泉大和荘、所在地は美郷町長藤760番地1です。建物構造は、鉄筋1部2階建他です。敷地面積は4417.8平米、床面積は2011.51平米でございます。開設につきましては、昭和47年に開設され以後平成6年にですね、増改築を行われております。設置の目的は、町民の保養や健康増進と福祉の向上と地域の活性化を促進するためとしております。現在の管理方法は指定管理者制度を用いまして、指定管理者としまして、株式会社グリーンロードだいわです。選定方法は非公募としまして、現行指定管理者を指定選定した上で、平成30年2月19日開催の指定管理者候補者選定委員会において、応募要項を含め審査が含まれました。選定理由につきましては、この法人は平成18年度からの指定管理者制度によって管理、運営に携わり長年の経験や幅広くノウハウを蓄積し、住民へのサービスにおいても信頼を受けているということで、選定されております。指定管理者候補につきましては、改めて名称は、株式会社グリーンロードだいわ、設立は平成4年5月12日です。基本財産は1240万円とされています。従業員は14名です。指定期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日としております。指定管理料につきましては、原則なしとしております。ただし、平成30年度内に施設を解体し建替えをする予定であることから、運営管理において損失をなる費用は補てんするというふうな考えでおります。所管課は企画財政課です。

続きまして潮交流研修施設宿泊施設です。名称は美郷町潮交流研修宿泊施設です。所在地は美郷町潮298番地。建物構造は、木造平屋建です。内訳としましては、交流館1棟、宿泊棟10棟、自転車置き場、倉庫、バーベキューハウス等です。敷地面積は6994.81平米で、総延べ床面積は593.17平米です。開設年月日は平成6年です。現在の管理方法は、先ほど言いましたグリーンロードだいわの方で管理をされております。指定管理期間につきましては平成30年4月1日から平成32年3月31日までを予定しております。指定管理料につきましては、なしとして考えております。所管課は企画財政課です。以上です。公の施設の管理につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

●西嶋議長

番外、産業振興長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第31号についてご説明をいたします。この議案は公の施設の指定管理の指定について議決を求める議案で、この度、議決を求める施設は美郷町希少林産物展示販売施設です。所在地は長藤248番地2及び230番地2でございます。この指

定の期間が本年の3月31日をもって終了することに伴い、引き続き、合同会社だいわもんどから指定の申請がされたので、設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、再指定を行うものでございます。合同会社だいわもんどによる指定管理は平成27年から行われております。現在1期3年間を経過をいたしました。その間、小売店の開設、運営や産直市を充実させるなど地域に貢献されております。また、この施設は道の駅の機能を有する施設として運営をお願いをしているところでございます。この1年経営の改善に重点が行われたことで、道の駅の機能が低下する点も見受けられておりました。町としては利用者の利便、インフォメーション機能の維持などに取り組むということで、管理料の増額を行い、再指定を行うことといたしました。以上議案第31号について説明を終わります。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第32号についてご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理の指定について議決を求める議案でございます。この度、議決を求めます施設は美郷町大和農林水産物処理加工施設です。所在地は都賀西の38番の7でございます。この指定の期間が本年の3月31日をもって満了いたしますが、引き続き、大和特産加工センター利用組合から指定の申請がされました。この組合は、指定管理を開始してから今日までの実績がある組合でございます。施設条例第5条の規定に基づき、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間再指定を行うものでございます。以上議案32号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程をいただきました議案第33号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明を申し上げます。次ページの方をご覧ください。A4横です。別紙様式2と書いてあります。過疎地域自立促進市町村計画（変更）こちらの方から説明をさし上げます。この過疎地域自立促進計画につきましては、平成28年から平成32年を計画期間としましたものでございまして、この度の平成30年度以降の新たな計画や上位施策の変更への調査をした事項について追記、変更するものです。変更前と変更後の対比について説明をいたします。まず区分1、産業振興のところでございます。新たに变更后としまして（1）基盤整備水産業として江川漁協協同組合が取り込まれるアユ種苗生産施設整備事業への助成のためにここへ追加するものです。その下（4）ですね、地場産業の振興、加工施設。事業内容としましては、邑智食肉処理加工施設増改築事業です。これはイノシシのハサップ認証目指した邑智食肉処理加工施設増改築改築工事を追加するものでございます。そして区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。変更後の欄で、（1）市町村道町道とございます。事業内容につきましては西円団地取付道路整備ということでございまして、この度、都賀本郷地域にできます若者定住住宅への侵入路として整備するもので、幅

員4メーター、延長122メーターのものを今回、追加させていただきます。その下、(5)電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設ということで、事業内容はW I - F I 環境整備事業です。これは町内の避難所の災害時におけるスマートフォン等の特徴、通信機器の利用環境改善を目的としたW I - F I の環境整備事業となっております。区分4、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進でございます。変更後の事業名(3)児童福祉施設保育所、美郷町都賀保育園の建替でございます。これは、都賀西地域内の特徴、都賀保育園の建替を追加させていただいております。次ページの方をお願いします。区分6、教育の振興において、(4)過疎地域自立促進特別事業、事業の内容につきましては、位置づけとしましてはI C T の利活用やふるさ教育の浸透、部活動魅力化など本町で教育の魅力化事業を推進するために、新たに教育魅力化推進事業として付け加えるものでございます。以上、議案第33号美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、上程いたしました議案第34号、辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明をさしあげます。交通条件及び自然的経済的などの諸条件に恵まれず、中山間地などで辺地事業債を財源とする事業に取り組むため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律において、この度計画をするものです。追加となる公共施設を必要とする事業は除雪車の購入です。現在は、町有機械3台の他、土木事業社さんの協力を得て、管理道の除雪機による積雪対策を施しておりますが、昨今の公共事業の縮小により、土木事業者さんにおいては、除雪に対応できる機器の確保が困難な状態となっております。宮内地区を含めた笹目、猪谷は豪雪地域としても町内でも特に積雪が多く、除雪機械の不足は、当地域の通学バスや福祉事業者のサービス運行、緊急車両の走行に積雪時の運行を初め大きな影響を与えることとなります。このことから、町所有の除雪機械1台増設して、課題となる状況に対処、備えるものです。事業費は1593万3000円。うち辺地対策事業債の充当予定は1590万円となっております。これを整備計画に加えるものです。以上、議案34号、辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、議案第35号並びに第36号合わせて説明をさせていただきたいと思っております。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることになっています。美郷町では現在6名の方が、その任に当たられており、そのうちお2人が平成30年6月30日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を聞いて、法務省に推薦することとなっております。この度、推薦にあたり、意見を求めるものであります。この度

は、新任のお2人を推薦いたしたく提案するものでございます。まず、議案第35号で推薦させていただいておりますお1人目の兒島和恵さんは給食センターに努める傍らバレーボールチームの指導育成に力を入れてこられました。退職後は、平成26年10月から民生児童委員に就任され、女性民生児童委員、美郷町代表として、現在もご活躍中であります。何事にも熱心に勤められ、地域の信頼も厚く、人格人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方であります。

続いて議案第36号で推薦させていただいておりますお2人目の花岡恵子さんは多年、介護関係のお仕事をされており、退職後の今も介護職に携わっておられ、福祉に対する意識も高く持っておられます。地域活動にも積極的に参加、貢献されており、地域の信頼も厚く、人格人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方であります。以上のお2方を適任者として推薦いたしたく議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。以上で議案第35号並びに議案第36号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

全議案の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の会議は、来週月曜日5日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 1 時 2 0 分)